

(別紙1) 選定方法等

選定プロセス	選定対象作品	選定方法	評価項目等	選定後作品	作品公開	選定組織等
応募申込みの無効・失格要件の確認	応募総数	右記「確認事項」の全てを満たさない場合、その作品については応募申込みの無効または失格とし選定対象から除外する。	【確認事項】 ・応募資格を満たしており、応募情報に虚偽の情報を入力していない ・松戸市に在住または在学している ・保護者の承認を得ている ・同一応募者が複数の作品を応募していない ・応募作品は自身で創作し未発表である ・他の著作権等からの流用や模倣をしていない	無効または失格とならなかった全ての作品	非公開	事務局 (教育政策研究課)
事前審査	無効または失格とならなかった全ての作品	評価項目を基に採点方式を用いて採点し、合計点の高い作品から20作品選定する。	・覚えやすいか ・名称を見た人の興味を引くか ・教育と関連性があるか ・オリジナリティーがあるか	20作品	非公開	事務局 (教育政策研究課)
第1次審査	事前審査にて選定された20作品	評価項目を基に採点方式を用いて採点し、その結果を参考に審議し、候補作品を5作品選定する。	・覚えやすいか ・名称を見た人の興味を引くか ・教育と関連性があるか ・オリジナリティーがあるか	5作品 (候補作品)	公開	(仮称)松戸市教育広報 名称選定委員会
市民投票	第1次審査にて選定された5作品 (候補作品)	候補作品を対象に、投票を行い、最も投票数の多い作品を最終候補作品とする。		1作品 (最終候補作品)	公開	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; width: 60%;">最終審査前に最終候補作品のロゴタイプを決定する</div>						
最終審査	最終候補作品 (1作品)	選定委員会にて、市民投票で決定した最終候補作品を参考に審議し、正式な広報名称を決定する。		広報名称	公開	(仮称)松戸市教育広報 名称選定委員会

1. 採点方法について

- (1) 作品の広報名称、名称の意味・考えた理由を採点対象とし、ロゴタイプ（名称についてのデザイン）は採点対象としません。
- (2) 採点方法は、評価項目ごとに点数を付けるものとします。一つの項目につき最高点を20点・10点の配点とし、最低点を0点とします。（満点合計100点）
- (3) 事前選定と第1次審査での採点方式は同じ方式とし、審査基準は別紙2の評価項目を基に採点します。
- (4) 採点は作品ごとに合計点を算出し、採点者全員の合計点を出して選定作業を行います。

2. 市民の皆様による投票について

- (1) 最終候補作品は、松戸市内に在住、在勤又は在学の方による投票で選ばれます。
- (2) 投票は1人1回限りとし、松戸市ホームページの投票専用フォームから投票いただけます。
投票については8月頃を予定しており、後日詳細を広報まつど、松戸市ホームページ及び各種SNSにてお知らせいたします。☒
- (3) 最も得票数が多い作品が複数ある場合は、該当作品のうち教育長が教育広報名称に最もふさわしいと認めた候補作品を最終候補作品とします。

3. その他

- (1) 第1次審査にて選定された候補作品の作成者は受賞対象となるため、本人へ直接通知するとともに、広報まつど、松戸市ホームページ及び各種SNSにて発表します。
- (2) 候補作品の5作品は市民投票を行う前に、委託事業者にて商標登録調査及びスラング調査（5か国語）を行います。
- (3) ロゴタイプ（名称についてのデザイン）が決定した最終候補作品（1点）は、最終審査を行う前に委託事業者にて意匠調査を行います。